

Vol. 2 / Serial  
No. 33

2012. 1. 1.  
(8 pgs)

Copyright (c) 2012 by Bosai Plus. All rights reserved.

■ CONTENTS ■

- P.1 復興元年  
復興庁2月発足  
発災からほぼ1年、遅れを取り戻せ
- P.2 帝都復興院と後藤新平
- P.3 復興特区で始まる“創造的復興”
- P.4 防災基本計画改定  
津波対策編を新設
- P.5 南海トラフの巨大地震  
「中間報告」
- P.6 社会貢献学会 第2回大会開催
- P.7 ClipBoard ～着信あり!  
災害・防災情報リンク集
- P.8 セルコの「防災情報システム」

〈特設コーナーへのリンク〉  
防災カレンダー  
2012/1月～2月  
防災イベントと災害カレンダー

★2011年の主な災害

各ページの青文字をクリックすると  
情報源へジャンプします。



[www.bosai-plus.info](http://www.bosai-plus.info)

Bosai Plus ホームページでも、いろいろ  
ご活用いただける話題を提供しています。  
ぜひ「お気に入り」にお加えください。

# 復興元年

## 2012年 元旦

〈右の浮世絵〉 安政江戸地震の後で描かれた歌川広重による浮世絵「江戸名所百景・神田明神曙之景」に、謎解きのように定められた“震災からの復興の祈り”。希望を暗示する正月元旦東の空の明るみ、右端の仕丁が手にするものは生命の源・再生を象徴する若水取りの桶、中央に世界を引き締めるように立つ1本の木は、神を表しているという。



〈本号のトップ記事＝復興元年〉

## 世界最大規模の災害復興プロジェクト～全国民の連携で推進 復興庁 1000年の再生へ始動

【復興庁 2012年2月上旬に発足——発災からほぼ1年、遅れを取り戻せ】

■ 復興の主体は被災地——地域支援の“スーパー官庁”を期待

本庁・東京、被災3市に復興局、5県8市に支所—職員総数250人規模

東日本大震災の被災地復興に向けて、復興政策を一元的に統括する「復興庁」が本年2月上旬に発足する。発災からほぼ1年で発足というのはあまりにも遅いが、それでも“遅きに失した”わけではない。これまで耐えてきた被災地にとって期待は大きいと言わざるを得ないだろう。

復興庁の設置は昨年(2011年)12月7日に成立した復興基本法に基づくもので、本庁は東京に置き、被災市町村から申請や要望を受け付ける窓口となる復興局を岩手県盛岡市、宮城県仙台市、福島県福島市の3市に、また支所を岩手県宮古市と釜石市、宮城県気仙沼市と石巻市、福島県南相馬市といわき市、青森県八戸市、茨城県水戸市の被災5県・8市に置く。

初代担当相に就任予定の平野達男・復興大臣はじめ事務次官ら幹部、職員160人は本庁に常駐し、支所を含む3復興局を各30人体制として専任職員総数は250人。人材は自治体や民間からも登用する方針となっている(2011年12月末現在)。

復興基本法による復興庁の設置期間は2021年3月までの10年間で、その間、復興に向けた特例措置による規制緩和や税の優遇を認める「復興特区」(P.3参照)の認定、市町村負担をゼロにする復興交付金の配分を担うほか、各省庁の復興関連予算をまとめて要求して配分する権限も与えられる。

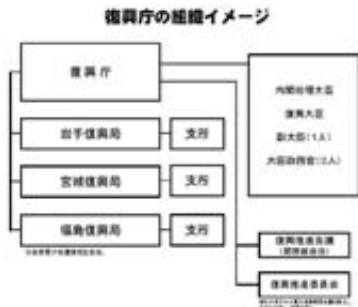
国(内閣府)の東日本大震災復興対策本部は先に「東日本大震災からの復興の基本方針」を公表した(2011年7月)。それによると「復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本」、「国は復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施する」、「県は、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担う」となっている。

復興は、東日本大震災復興基本法第2条の「基本理念」、さらには東日本大震災復興構想会議が定めた「復興構想7原則」にのっとり推進される。その基本的な考え方には、次のような方針

〈P.2へ続く〉

が列挙されている。

「減災の考え方に基づき、災害に強い地域づくりを推進」、「被災地域復興は日本再生の先導的役割を担う」、「東北地方の有する多様性や潜在力を最大限活かし、新しい東北の姿を創出」、「原子力災害からの復興については、長期的視点から、国が継続して責任を持って再生・復興に取り組む」、「真に必要なかつ有効な施策を実施する」、「復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」など——復興期間は10年間、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間は「集中復興期間」と位置づけている。



東日本大震災復興対策本部「復興庁設置法案」についての資料より「復興庁の組織イメージ」

### 世界最大規模の震災復興 再び——後世の評価を国民全体で築く

東日本大震災では、太平洋沿岸部が広範囲にわたって壊滅的な被害を受けた。さらに福島第1原子力発電所の事故が誘発され、放射性物質による汚染地域周辺住民が地域外への長期避難を余儀なくされたため、復興対策も広範にわたる。具体的には、抜本的な防災対策やまちづくりの見直しをはじめとして、道路・港湾などのインフラ復旧整備、住宅再建や被災者の生活・雇用支援、医療・福祉や社会経済活動再生などが大きな課題となる。

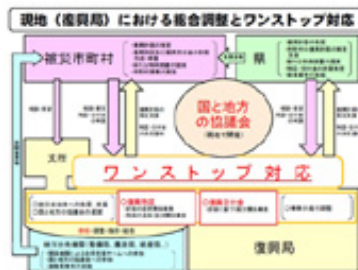
復興庁設置法では内閣総理大臣を長(主任の大臣)とし、各省庁よりも高い位置づけで権限を強化、各省庁に復興相の勧告を尊重するよう義務づけた。個々の復興事業は所管官庁が継続して実施するが、復興庁がこれらの施策を統括し、予算要求や配分を一元的に行う。復興庁は政策の整合性を図るために、縦割り行政の解消、国と県・地方自治体、各部門間の調整など複雑に錯綜する行政組織を横断的にまとめ上げ、司令塔となる。いわば、地域支援に特化した“スーパー官庁”としての任を担う。

復興7原則の原則1に「失われたおびただしい『いのち』への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点」とある。また「地方主導による復興」、「大震災からの復興と日本再生の同時進行」がそれぞれ原則2、5として明記されている。

復興庁は、関東大震災の復興計画を立案した「帝都復興院」(下・囲み記事参照)を参考に構想されたと言われる。帝都復興院総裁・後藤新平による「帝都復興計画」は、災害復興としては世界最大規模の事業だった。関東大震災から90年を経た現在の東京の骨格は「帝都復興計画」で形成され、後世へと引き継がれていく。東日本大震災を“1000年の大災害”に例えるとして、世界最大規模の災害復興事業に再び取り組むわが国は、その後世の評価を、復興庁トップ(首相・復興大臣)の力量と統率力に委ねていいのだろうか。いや、期待はしても委ねてしまってはならない。復興原則7にはこうも記されている——「今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進する」——“1000年の日本再生ミッション”は、私たち一人ひとりの志にこだましている。

[>>東日本大震災復興基本法](#)

[>>東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」](#)



東日本大震災復興対策本部「復興庁設置法案」についての資料より「現地(復興局)における総合調整とワンストップ対応」(画像クリックで元資料へリンク)

### 復興庁構想の参考となった関東大震災「帝都復興院」と後藤新平

1923年9月1日に発生した関東大震災(地震名は「1923年関東地震」、M7.9)は、死者・行方不明者約10万5000人、わが国の歴史上最悪の自然災害だ。地震による家屋倒壊や火災をはじめ、土砂災害、地盤災害、津波などで被害は関東一円に広がったが、とくに東京や横浜を中心とする首都圏が壊滅的な被害を受けた。被災範囲は広大で、震災復興は世界最大規模の事業となる。この復興を担う審議機関として総理を総裁とする帝都復興審議会、執行機関として「帝都復興院」が震災からわずか26日後に設置された(東日本大震災での復興庁はほぼ1年後!の設置予定)。その総裁に就いたのが後藤新平だ。

復興は、都市復興、住宅復興、経済復興などに大別され、東京市と横浜市の復興については、国が「帝都復興計画」を定めて直轄とした(その他の地域は府県が担当)。帝都復興計画の原案は後藤を中心とする復興院がつくるが、「後藤の大風呂敷」といわれる理想主義的な原案で、不景気のなかではこれは受け入れられず、計画は大幅に修正・縮小された。しかしそれでもなお、帝都復興計画に基づく事業は大きな成果を上げた。

現代の私たちが関東大震災の復興過程から得られる教訓としては、「災害が総合的な事象である以上、復興への取り組みも総合的」、「基盤整備なくして復興も防災もない」、「社会福祉的事業の同時展開」、「復興目標の共有化」、「有能で使命感を持ったリーダー、官学民の集団討議体制」、「長期的・広域的復興構想」などが上げられよう。

〈参考:中央防災会議「災害教訓の継承専門調査会」・編「災害史に学ぶ～海溝型地震～関東大震災」〉



中央防災会議・災害教訓の継承専門調査会編纂「災害史に学ぶ」より「帝都復興計画事業図」(出典:東京市「帝都復興事業図表」昭和5年3月)